

昭和四十五年法律第百十五号

民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う
民事訴訟手続の特例等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 民事訴訟手続に関する条約の実施

第一節 通則（第二条―第五条）

第二節 文書の送達（第六条・第七条）

第三節 司法共助の嘱託（第八条・第九条）

第四節 訴訟費用の担保の免除等（第十条―第二十二條）

第五節 訴訟上の救助（第二十三条）

第三章 民事又は商事に関する裁判上及び裁判
外の文書の外国における送達及び告知
に関する条約の実施（第二十四条―第
二十九条）

第四章 雑則（第三十条・第三十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、民事訴訟手続に関する条約
及び民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の
文書の外国における送達及び告知に関する条約
の実施に伴い、民事訴訟手続に関する特例等を
定めることを目的とする。

第二章 民事訴訟手続に関する条約の実施

第一節 通則

（当局の指定）

第二条 民事訴訟手続に関する条約（以下「民事
条約」という。）第一条第一項、第九条第一項
及び第二十三条第一項の当局は、外務大臣とす
る。

（送達及び司法共助の管轄等）

第三条 民事条約に定める文書の送達及び証拠調
べその他の裁判上の行為について、同条約の締
約国である外国（以下この章において「外国」
という。）の当局の嘱託があつたときは、裁判
所は、これについて法律上の補助をするものと
する。

2 法律上の補助をする裁判所は、所要の事務を
取り扱うべき地を管轄する地方裁判所とする。
（管轄裁判所への移送）

第四条 受託事項が他の裁判所の管轄に属すると
きは、受託裁判所は、嘱託を管轄裁判所に移送
する。

（受託事項の実施）

第五条 受託事項は、民事条約に特別の定めがあ
る場合には同条約によるほか、日本国の法律に
より行なう。

第二節 文書の送達

（裁判外の文書の送達）

第六条 民事条約第一条第一項の文書で裁判外の
ものの外国における送達に関する事項は、送達
を求める者が普通裁判籍を有する地を管轄する
地方裁判所の管轄に属する。

2 前項の送達及び外国の当局の嘱託により本邦
において送達する裁判外の文書の送達に関しては、
民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編第
五章第四節（第四百四条、第三款及び第百十一
条第二号の規定を除く。）の規定を準用する。こ
の場合において、同法第百十三條中「書類又は
電磁的記録」とあるのは「書類」と、「記載又は
記録」とあるのは「記載」と読み替えるものと
する。

（送達証明）
第七条 送達について法律上の補助をした地方裁
判所は、送達の実況、方法及び日付を確認した
証明書又は送達ができなかつた事由を記載した
証明書を作成し、外務大臣に送付しなければな
らない。

2 前項の証明書の作成事務は、裁判所書記官が
取り扱う。
第三節 司法共助の嘱託

（期日の通知）
第八条 民事条約第十一条第二項の規定による通
知をしたときは、当事者に対する期日の呼出し
は、要しない。

（受託裁判所のした処分に対する不服申立て）
第九条 外国の当局の嘱託により証拠調べその他
の裁判上の行為をするに際し本邦の裁判所がし
た裁判については、当該裁判所を受託裁判所と
みなして不服申立てに関する民事訴訟法の規定
を適用する。

（訴訟費用の担保の免除）
第四節 訴訟費用の担保の免除等

第十条 民事条約の締約国に住所、事務所又は営
業所を有する締約国の国民である原告は、本邦
に住所、事務所及び営業所を有しないときで
も、民事訴訟法第七十五条第一項に規定する訴
訟費用の担保を供することを要しない。ただ
し、その者が国籍を有する締約国が民事条約第
三十二条第一項の留保をしているときは、この
限りでない。

（執行認許の請求の嘱託）
第十一条 民事条約第十八条第一項又は第二項の
裁判で本邦の裁判所がしたものについては、第

一審の受託裁判所は、訴訟費用債権者の申立て
により、執行認許の請求をすべき旨を外務大臣
に嘱託するものとする。

（訴訟費用の負担を命ずる外国裁判の執行）

第十二条 民事条約第十八条第一項又は第二項の
裁判で外国裁判所がしたものによる強制執行
は、本邦の裁判所が執行認許をしたときに限り
、行なうことができる。

2 執行認許の事件は、訴訟費用債務者が普通裁
判籍を有する地を管轄する地方裁判所の管轄に
属する。その普通裁判籍がないときは、民事訴
訟法第五條第四号の規定により訴訟費用債務者
に対する訴えを管轄する地方裁判所の管轄に属
する。

（執行認許の請求の送付）

第十三条 民事条約第十八条第一項又は第二項の
規定により執行認許の請求がされた場合には、
外務大臣は、これを裁判所に送付しなければな
らない。

（執行認許についての裁判）

第十四条 裁判所は、前条の規定による送付を受
けたときは職権で、民事条約第十八条第三項の
取極があるときは申立てにより、同条約第十九
条第二項1、2及び3に掲げる事項について審
理し、執行認許又は執行不認許の決定をしなけ
ればならない。

（裁判の告知）

第十五条 前条の規定により裁判所が職権で開始
した事件の決定は、検察官及び訴訟費用債務者
に告知することによって、効力を生ずる。

（即時抗告）

第十六条 執行認許又は執行不認許の決定に対し
ては、申立人及び訴訟費用債務者に限り、即時
抗告をすることができ。前条の規定により執行
不認許の決定の告知を受けた検察官も、同様
とする。

（執行認許の決定の効力）
第十七条 確定した執行認許の決定は、執行力の
ある債務名義と同一の効力を有する。

（決定の内容の証明書の送付）
第十八条 裁判所は、職権で開始した事件の決定
が確定したときは、その決定の内容を記載した
書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が
当該決定の内容と同一であることを証明したもの
のを外務大臣に送付しなければならない。

（裁判費用の国庫負担）
第十九条 職権で開始した執行認許の手続（その
抗告審における手続を含む。）に要する裁判費
用は、国庫の負担とする。

（証明、翻訳及び認証の費用額の確定）

第二十条 民事条約第十九条第四項の規定により
費用額を定めるべき旨の請求があつたときは、
裁判所は、執行認許の決定においてその額を定
める。

（非訟事件手続法の準用）

第二十一条 第十一条の申立て及び執行認許の手
続に関しては、民事条約又はこの法律に特別の
定めがある場合を除き、非訟事件手続法（平成
二十三年法律第五十一号）第二編の規定を準用
する。

（当局の権限証明）

第二十二条 民事条約第十九条第三項の当局の権
限は、最高裁判所が証明する。

第五節 訴訟上の救助

（外国における訴訟上の救助）

第二十三条 民事条約第二十三条の規定により外
国において訴訟上の救助を請求する者は、その
者が普通裁判籍を有する地を管轄する地方裁判
所にその請求を提出しなければならない。

2 前項の請求に関する事務は、裁判所書記官が
取り扱う。

第三章 民事又は商事に関する裁判上及び
裁判外の文書の外国における送達及び告知
に関する条約の実施

（当局の指定）

第二十四条 民事又は商事に関する裁判上及び裁
判外の文書の外国における送達及び告知に関す
る条約（以下「送達条約」という。）第二条第
一項の中央当局及び同条約第九条第一項の当局
は、外務大臣とする。

（送達の管轄等）

第二十五条 送達条約に定める文書の送達につ
いて、同条約の締約国である外国（以下この章に
おいて「外国」という。）の当局又は裁判所附
属吏の嘱託があつたときは、裁判所は、これに
ついて法律上の補助をするものとする。

2 第三条第二項及び第四条の規定は、前項の場
合について準用する。

（送達の実施）
第二十六条 前条第一項の嘱託に係る文書の送達
は、送達条約に特別の定めがある場合には同条
約によるほか、日本国の法律により行なう。

（送達証明）
第二十七条 送達について法律上の補助をした地
方裁判所は、送達条約第六条の証明書を作成し
なければならない。

2 第七条第二項の規定は、前項の証明書の作成について準用する。

(公示送達)

第二十八条 外国においてすべき送達条約第十五条第一項の文書の送達については、同条第二項(a)、(b)及び(c)に掲げる要件が満たされたときに限り、民事訴訟法第一百十条の規定により公示送達をすることができる。

(裁判外の文書の送達)

第二十九条 第六条の規定は、送達条約第十七条の裁判外の文書の送達について準用する。

第四章 雑則

(費用の予納)

第三十条 民訴条約及び送達条約並びにこの法律に定める事項の実施のため費用を要するときは、裁判所は、当事者にその費用を予納させることができる。

(最高裁判所規則)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、民訴条約及び送達条約並びにこの法律に定める裁判所の手続に関して必要な事項は、最高裁判所が定める。

附則 抄

(施行期日)

1 この法律は、民訴条約及び送達条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

2 この法律は、この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

附則 (平成八年六月二六日法律第一一〇号) 抄

この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。

附則 (平成一五年七月一六日法律第一〇八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二三年五月二五日法律第五三三号)

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附則 (令和四年五月二五日法律第四八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第五十二条第二項の改正規定及び附則第二百二十五条の規定 公布の日

(政令への委任)

第二百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和五年六月一四日法律第五三三号) 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日